

## 丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進計画の見直しについて

### 1. 見直しの趣旨

- ・丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進計画は、県総合治水条例に基づき、平成26年3月に策定した。本計画は、平成25年度から概ね10年間を計画期間として、「河川下水道対策（ながす）」、「流域対策（ためる）」、「減災対策（そなえる）」についての県、市、県民等の各種取組をまとめている。計画をもとに取組を推進するとともに、計画策定後も協議会等を開催するなど、毎年、取組のフォローアップを行なってきた。
- ・そのような中、平成27年9月の関東・東北豪雨災害などを踏まえ国土交通省から「水防災意識社会再構築ビジョン」が示され、さらに、水防法の改正などもあり、これらの状況変化等を踏まえた新たな取組も進めているところである。
- ・計画策定から概ね5年が経過し、中間年の節目となることから、ここで、取組状況、地域ニーズ等を検証し、社会変化等も踏まえ、地域に即した取組の推進を図るため、必要な事項について計画の見直しを行なうものである。

#### ※現計画

- ・ 策定年月 平成26年3月（平成25年度）
- ・ 計画期間 平成25年度から概ね10年間

### 2. これまでの状況変化等

- ・平成26年8月に豪雨災害が発生→ 復旧・復興計画：平成27年4月、丹波市復興プラン：平成27年3月
- ・由良川水系竹田川圏域河川整備計画の変更（豪雨災害を受け整備箇所追加：H28年5月）
- ・水防法等の一部改正（平成27年改正、平成29年改正）
- ・国土交通省が「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定（平成27年12月）
- ・内閣府が避難準備情報の名称変更（平成28年）、避難勧告等に関するガイドライン改訂（平成29年）  
など

### 3. 計画に追記等する主な内容

#### ① 平成26年8月豪雨災害を踏まえ河川整備内容を追加

- ・先の豪雨災害を踏まえ河川整備内容を追加した由良川水系竹田川河川整備計画の変更内容（平成28年5月改訂）、丹波市管理の河川災害関連事業などの取組も反映。  
なお、これらは、緊急的に対応すべき災害関連の事業であり既に実施しており、総合治水推進協議会等で、取組は適宜報告してきたが、改めて、この機会に計画に掲載するものである。

#### ② 水防法改正及び「水防災意識社会再構築ビジョン」による新たな取組に関することを追加

- ・水防法改正（法第14条関係：平成27年改正）  
想定最大規模の洪水による洪水浸水想定区域図の作成、公表等の取組  
河川の計画の基本となる降雨での浸水想定 → 想定最大規模の降雨での浸水想定
- ・水防法改正（法第15条の3関係：平成29年改正）  
要配慮者利用施設の避難の確保のための措置に関する計画の作成等  
当該施設管理者等による避難確保計画作成、避難訓練の実施
- ・水防法改正（法第15条の10関係：平成29年改正）  
都道府県大規模氾濫減災協議会の設置
- ・水防災意識社会再構築ビジョン関係  
洪水時に直接市長へ河川情報を伝えるホットラインの構築  
水害対応のタイムラインの構築 など

#### ③ その他

- ・災害に強い森づくりの3期対策（第1期（H18～22）、第2期（H23～27）、第3期（H28～32）  
など